

マイナンバーカード（個人番号カード）の出張申請受付について

マイナンバーカードの申請を受け付けます。

市民課マイナンバー交付係では、市内の企業や地域の団体などに出張し、「マイナンバーカード」の申請の受け付けをいたします。会場において、無料で申請用顔写真の撮影をスピーディーに行います。

後日マイナンバーカードは1ヶ月程度でできあがります。

①出張申請受付の流れ

- 1 市民課マイナンバー交付係に、オンライン申請・FAX・メール等で申込みをしてください。
- 2 日時が確定後（オンライン申請の場合は入力後）、申込者一覧表を市民課宛にメールをしてください。
- 3 市民課職員が指定された場所に出向き申請受付を行います。
会場では、申請書等記入、本人確認、写真撮影を行います。
- ※ 本人確認書類等が揃っていない場合には、申請書記入、写真撮影を行い、マイナンバーカード出来上がり後、市役所・支所へ受け取りに来ていただく通知を自宅へ送付します。
- 4 申請後、マイナンバーカードは1カ月程度で出来上がりますので、ご自宅へ書留郵便等によりカードを送付いたします。

②申し込み条件

- ・ 市内に住民登録のある方5名以上の申請が見込まれること。
- ・ 控え室など、受け付けするための場所や机・椅子などの用意があること。
- ・ コピー機等を持ち込むため、電源設備があること。
- ・ 過去にマイナンバーカードの交付申請をしていないこと。
- ・ 申請を希望する本人が会場に来ること。
- ・ 申請希望者の住所・氏名・生年月日を記入した申請者一覧を事前提出できること（申請書内容審査に必要な資料を事前に準備する必要があるため）
- ・ 受付当日の申請者の案内・誘導を自団体で行うこと。
- ・ 申込団体内での周知・広報を自団体で行うこと。
特に下記の点を知らせることができること
 - ・ 実施日時、会場、申請時に持参する書類（③-3 参照）

③マイナンバーカードの交付申請が可能な人

- 1 申請者本人が今治市に住民登録があること
- 2 申請者は申請日から約2ヶ月以内に今治市外に転出予定がないこと
- 3 今治市が指定する交付申請に必要な以下の書類を持参・提出できること
 - ①通知カード（別紙1参照）
 - ②個人番号カード交付申請・電子証明書発行申請 照会書
 - ③暗証番号設定依頼書
 - ④本人確認書類

通知カードあり	通知カードなし
A 1点	A+B 2点
B 2点	

A

運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳など

B

健康保険証+預金通帳、年金手帳、会社の社員証など

⑤通知カード紛失届（紛失した方のみ対象）

- 4 「本人限定受取郵便」でマイナンバーカードを必ず受け取れる方

「本人限定受取郵便」とは、郵便物をご本人様限定でお受取りいただく郵便です。

本人限定受取郵便の受取方法

(1) 郵便局から到着通知書「本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせ」が届きます。

(2) ご自宅へ郵便局員の配達、若しくは、郵便局窓口での受取りを選択し、郵便局にご連絡ください。

(3) 受取に必要なもの

- ・「本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせ」（郵便局窓口で受け取る際に必要）
- ・本人確認書類1点（運転免許証、健康保険証など）

※詳細は、所管の郵便局にお問い合わせください。

マイナンバーカードは、顔写真付きの身分証明書として活用できるほか、カードについているICチップの活用により、行政手続のオンライン申請や健康保険証として活用されるなど利用できる用途も拡大される予定です。この機会にぜひご申請ください。

出張申請受付をご希望の方は、電話で市民課マイナンバー交付係へご連絡ください。

今治市役所市民課マイナンバー交付係

TEL 0898-36-1532

FAX 0898-32-1020